

市第 73 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

25 年 5 月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）」の制定により、マイナンバーに関する市独自事務での利用及び庁内の情報連携について地方自治体が定める条例に委任され、本市においても「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号。以下、番号条例）」を制定しています。

今回、番号法の一部改正（27 年 9 月公布）に伴う関係規定の整備等を図るため、番号条例の一部改正を行います。

2 改正案の主な内容

(1) 条ずれ等への対応

番号条例における、番号法の引用部分等を整理します。＜改正部分：第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 8 条＞

(2) 通知先の追加

条例事務^{*1}（地方自治体が独自に条例で定め、情報連携する事務）について、情報提供等記録（情報のやりとりを行った際の項目や日時などの記録）の訂正を行った場合に、やりとりした相手方等に訂正の事実を通知する規定を追加します（法定事務^{*2}については規定済み）。＜改正部分：第 14 条＞

【条例事務^{*1}：小児医療費助成など、法定事務^{*2}：生活保護事務など】

〈改正部分概要〉

条番号	現行	改正案	改正理由
第 1 条中	「法第 31 条」	「法第 32 条」	番号法改正に伴う、引用部分等の整理
第 2 条（4）中	「第 2 項」	「第 2 項（これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。）」	
第 5 条中	「法第 27 条第 1 項前段」	「法第 28 条第 1 項前段」	
第 8 条（1）中	「法第 28 条」	「法第 29 条」	
第 14 条中	「又は情報提供者」	「若しくは情報提供者又は法第 19 条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者 ^{*3} 若しくは条例事務関係情報提供者 ^{*4} 」	番号法改正に伴う、通知先の追加

【条例事務関係情報照会者^{*3}】

- 番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定めた独自利用事務のうち、国の個人情報保護委員会の要件を満たし、承認を受けた事務（条例事務）で情報照会をする者

【条例事務関係情報提供者^{*4}】

- 条例事務関係情報照会者に対し条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者

3 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（番号法改正と同じ施行日）